

◎新潟県告示第161号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、宅地建物取引業者について、次のとおり業務の全部の停止命令の処分をした。

令和3年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 被処分者の商号又は名称、代表者の氏名
有限会社アイケープラン
代表取締役 長澤 信一
- 2 主たる事務所の所在地
上越市南本町二丁目7番47号
- 3 免許証番号
新潟県知事(4)第4675号
- 4 業務の停止期間
令和3年2月20日から令和3年5月20日までの90日間